

税逃れ防ぐ国際ルール始動

日本企業対応大詰め

多国籍企業が各国の税制のずれを利用して課税逃れをするのを防ぐため、国際課税ルールを見直すBEPs(税源浸食と利益移転)プロジェクトが実施段階を迎えている。各国は国内法への反映を進めており、日本の2017年度税制改正でも焦点の一つだ。日本企業は対応を迫られる中で、欧米より低かった税務戦略への意識を高めている。

(植松正史)

▼BEPs(税源浸食と利益移転)プロジェクト 多国籍企業の租税回避を防止するため、経済協力開発機構(OECD)と20カ国・地域(G20)が立ち上げた国際課税ルールを共通化するプロジェクト。2015年10月、15の行動計画を盛り込んだ最終報告書が公表された。多くの国・地域が参加し、税制のグローバルな調和を目指す取り組みは「百年に一度の画期的刷新」ともいわれる。各国は国内法の整備を進められ、日本も段階的に対応を進めている。

国際課税「BEPsプロジェクト」の経過

2012年6月	経済協力開発機構(OECD)租税委員会が、国際課税ルールを見直す「BEPsプロジェクト」を立ち上げ
13年7月	15項目で構成する「行動計画」を公表。OECD非加盟の20カ国・地域(G20)メンバーも議論に加わる
15年10月	行動計画の最終報告書が公表され、G20財務大臣会合で承認
16年4月	「パナマ文書」が明らかになる
6月	OECD京都合会が開かれ、プロジェクト参加が80超の国・地域に拡大。悪質な租税回避地のリスト化と制裁を検討

各国に法整備などを求める行動計画を盛り込んだBEPsプロジェクトの最終報告書が公表されてから1年が経過した。「新ルールで求められる文書作成に必要なデータを集めるため連結決算システムを改修した」。大手商社の財務担当者は行動計画の15項目のうち「行動13 移転価格(自社グループ内の国際取引価格の文書化)への対応の大きさを明かす。

国内の税制改正へ反映 「文書」作成負担増も



課税額の算定には、取引に関する詳細な情報が必要だ。「行動13」は企業に対し、グループ構成や財務状況、移転価格算定根拠などをマスターファイル、ローカルファイル、国別報告書と呼ぶ3層構造の文書にまとめ、各国の税務当局に報告するよう求めた。日本は16年度税制改正で反映。段階的に実施され、連結売上の1千億円以上の多国籍企業は18年3月期決算以降、3種類の文書すべての作成が必要になる。

「行動13 移転価格(自社グループ内の国際取引価格の文書化)への対応の大きさを明かす。多国籍企業がグループ内取引を通じて低税率国に利益を集めて節税するのを防ぐのが「移転価格税制」だ。各国は取引を本来の価格(独立企業間価格)で計算し直して課税額を決める。課税額の算定には、取引に関する詳細な情報が必要だ。「行動13」は企業に対し、グループ構成や財務状況、移転価格算定根拠などをマスターファイル、ローカルファイル、国別報告書と呼ぶ3層構造の文書にまとめ、各国の税務当局に報告するよう求めた。日本は16年度税制改正で反映。段階的に実施され、連結売上の1千億円以上の多国籍企業は18年3月期決算以降、3種類の文書すべての作成が必要になる。

「行動13」は企業に対し、グループ構成や財務状況、移転価格算定根拠などをマスターファイル、ローカルファイル、国別報告書と呼ぶ3層構造の文書にまとめ、各国の税務当局に報告するよう求めた。日本は16年度税制改正で反映。段階的に実施され、連結売上の1千億円以上の多国籍企業は18年3月期決算以降、3種類の文書すべての作成が必要になる。

「行動13」は企業に対し、グループ構成や財務状況、移転価格算定根拠などをマスターファイル、ローカルファイル、国別報告書と呼ぶ3層構造の文書にまとめ、各国の税務当局に報告するよう求めた。日本は16年度税制改正で反映。段階的に実施され、連結売上の1千億円以上の多国籍企業は18年3月期決算以降、3種類の文書すべての作成が必要になる。

15の行動計画と各国に対する拘束力の強弱

拘束力強	行動5	有害税制への対抗
	行動6	租税条約の乱用の防止
	行動13	移転価格の文書化(多国籍企業情報の報告制度)
順守を要請	行動14	より効果的な紛争解決のための相互協議手続きの構築
	行動7	課税対象となる恒久的施設(P E)認定の人為的回避の防止
順守を推奨	行動8~10	移転価格税制のルール整備
	行動2	金融商品などを巡る各国税制の相違(ハイブリッドミスマッチ)を利用した税逃れの無効化
共通の方向性を確認	行動4	利子控除制限
	行動3	外国子会社合算税制の効果的な実施
各国の制度改正の参考に	行動12	税務戦略(タックスプランニング)の義務的開示
	行動1	電子商取引の課税上の課題への対応
今後の課題など	行動11	データ収集・分析方法の確立
	行動15	多国間協定の策定

拘束力強 ↑ 去 務 ↓ 拘束力弱

企業や富裕層の税逃れを巡っては、租税回避地の利用実態を示した「パナマ文書」が4月に明らかになり、国境を越える資金の流れの透明化を求める声が強まった。欧州では企業に情報開示を求める動きが加速しており、BEPsプロジェクトの水準を超える制度が定着する可能性もある。

欧州委員会はパナマ文書問題発覚後、欧州連合(EU)域内で活動する多国籍企業に国別利益や納税額などの報告や公開義務を定め

欧州、透明性強化で先行 「パナマ文書」発覚で加速

EU指令案を提案した。透明化の流れは止まらない指令案は決定間近とみられ、EU諸国は今後、指令案に沿った国内法制の整備を進めることになる。また英国は、一定規模以上の事業を行う企業に、税務戦略のネット上での公開を義務付ける制度を導入予定だ。BEPsプロジェクトが企業に求めるのは、基本的には各国税務当局への情報開示だ。欧州で進む公開情報に企業は戸惑いもみせ、大手商社の税務担当者は「欧州発の納税情報のは厳しさを増している。

「行動13」は企業に対し、グループ構成や財務状況、移転価格算定根拠などをマスターファイル、ローカルファイル、国別報告書と呼ぶ3層構造の文書にまとめ、各国の税務当局に報告するよう求めた。日本は16年度税制改正で反映。段階的に実施され、連結売上の1千億円以上の多国籍企業は18年3月期決算以降、3種類の文書すべての作成が必要になる。

去 務 ↓ 拘束力弱